

1 部活動の位置づけと意義

(1) 部活動の位置づけ

学校の教育活動は、学習指導要領に示された「教育課程」と呼ばれる内容と学校が計画する「教育課程外」の内容で構成されています。

学校が部活動を設置・運営することは、法令上の義務とはされていませんが、教育課程外で結果・実施されています。

教育課程	教育課程外
学習指導要領に基づく領域	学校が計画する領域
各教科・総合的な学習の時間・特別活動	休み時間・登下校・放課後の課外活動

部活動の位置づけは教育課程外とされていますが、「生きる力」を育む観点から、学校の教育活動の一環として教育課程との関連が図られるよう、平成20年3月告示の「中学校学習指導要領」の総則に示されています。

(13) 生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その他、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。

<中学校学習指導要領 第1章 総則 第4の2>

(2) 部活動の意義

部活動は、学級や学年の枠を超えて同好の児童生徒が自主的・自発的に集い、顧問の指導のもとで個人や集団としての目的や目標を持ち、切磋琢磨することを通じて、人間関係の大切さ、組織を機能させることの重要性を学ぶことができる教育活動であると考えます。

2 これからの部活動の在り方

これからの部活動は、生徒にとっても教員にとっても魅力あるものでなければなりません。この基本方針のもとに3つの視点から取組を進めます。

(1) 基本方針

生徒にとっても教員にとっても魅力ある部活動の実現

そのために、以下の3つの視点から取組を進めます。

① バランスのとれた健全な成長の確保

○健全な成長の促進

技能や記録、仲間との人間関係づくりなどの目標や課題を生徒が自ら設定し、その達成解決に向けて取り組む力の育成

② 自主的、自発的な参加による部活動

○学校の実情に応じた自主的な参加の促進

できるだけ全生徒の人格形成の意味でも、全生徒が学校にある部活動に興味・関心や適性に応じて、学校生活を通して継続的に取り組もうとする部活動の決定。

○適切な指導による技能の向上

様々な状況によっては、外部指導者の導入も考慮する。

③ ワーク・ライフ・バランスの実現

○休養日等を明確にした指導計画の作成

休養日を明確にした年間や月間の練習計画の作成による長時間勤務の改善

○複数顧問制でのワークシェアリングによる負担の軽減

部活動顧問で部活動指導を分担することによる部活動負担の軽減と校務分掌や教材研究等の時間の確保

○部活動指導員等の活用による土・日・祝日の負担の軽減

部活動指導員が土・日・祝日の部活動を指導することによる教員の負担軽減と余暇や家族との時間の確保

3 部活動の基本方針

(1) 学校の設置者（出雲崎町教育委員会）

教育委員会は「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年3月)に則り、「新潟県部活動の在り方に係る方針」を参考に、設置する学校に係る部活動の方針を策定する。

主な部活動方針の記載事項としては次の4項目です。

○適切な運営のための体制整備

○合理的でかつ効率的効果的な活動の推進

○適切な休養日・活動時間の設定

○生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

(2) 校長、部活動顧問

校長は、学校設置者の方針に則り、毎年度に「学校の部活動に係る活動方針」を策定するとともに、その運用を徹底する。また、部活動顧問は、年間活動計画並びに毎月の活動計画を作成し効率的・効果的な活動を実施する。

4 適切な部活動指導と休養日や活動時間の設定

(1) 適切な部活動指導

① 生徒の健全な心身の育成を目指し、学校の教育活動の一環として教育課程との関連を図り効果的に取り組むこと

② 生徒の安全管理や事故防止に努め、健康面・精神面や部活動内での人間関係等にも十分配慮して指導にあたること

③ 運営及び指導にあたっては、大会やコンクール等の成績だけを追求せず、望ましい人間形成の視点を大切にすること

④ 部活動にあたっては、生徒との意見交換を通じて生徒の主体性を尊重するとともに、

できるだけ短い時間で効果が得られる部活動とすること

(2) 休養日の設定

週当たり2日以上(平日1日、週休日等1日)を原則として、1年間で100日以上、週休日等に50日以上とすること

(3) 活動時間の設定

1日の活動時間は、平日は2時間程度、学校の休業日や週休日は3時間程度とし、大会や練習試合等において、活動が長時間の場合は、その後に休養を設定すること

5 運動部活動を支える環境整備

(1) 学校規模や実情に応じた部活動の設置

校長は、「出雲崎町の学校に係る部活動の方針」に則り、生徒人数やニーズを把握して保護者の意見や地域の実態を考慮して設置する部活動の種目を選定する。

(2) 複数顧問制による運営

校長は、各部活動の運営に配慮する意味で、生徒の怪我や事故を未然に防止し、安全な運動部活動を実現するとともに、不測の事態が発生した場合に適切な対応ができるよう、複数の顧問を置く。その際に、教員の数、校務分掌の状況など学校の実態に応じて部活動指導員を活用する。

(3) 外部指導者等の活用

部活動は学校教育の一環として、顧問の教員により進められる教育活動であることから、外部指導者の協力を得る場合には、学校全体の目標や方針、計画、具体的な指導の内容や方法、生徒の状況、事故が発生した場合の対応等について、学校、顧問の教員と外部指導者の間で十分な調整を行い、外部指導者の理解を得るとともに、相互に情報を共有することが必要である。

(4) 参加する大会等の精選

日頃の練習の成果や目標を達成するため、各種大会に参加することは有意義なことであるが、その傘下の在り方について、各学校で検討することが必要である。年間活動計画の作成については学校の行事を最優先し参加する大会を精選し、年間の活動計画を作成する。

(5) 保護者の理解と協力

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことである。そのためには、部員一人一人を大切にし、自主的・自発的な参加の活動に活動の中で、人間的な成長や充実した学校生活など、望ましい姿が得られることが前提となる。愚弟的には次の事項に配慮する必要がある。

○部活動の意義や学校としての考え、顧問として指導に関する基本方針を明確にする。

○練習計画・練習内容・活動時間・休養日を明確にして保護者に示す。

○部活動中に怪我等が発生したら、速やかに保護者に連絡し、状況説明を行う。

(6) 地域における協働

学校は、部活動を持続可能なものとするため、学校や地域の実態に応じて、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等の合同部活動の取組やスポーツ団体との協働した形での地域におけるスポーツ環境の整備を進める。

(7) 事故の未然防止

校長は、部活動顧問が救急機関等への連絡体制、救急救命法や AED（自動体外式除細動器）の適切な使用方法について十分理解し、緊急時に適切に対応できるよう、学校全体としての安全管理体制を整備する。また、部活動顧問は生徒の活動状況を常に把握し、けがや事故防止のための安全管理に努める。また、部活動顧問は、施設設備、用具等定期的な安全確認を行うようにする。

6 その他

この部活動のガイドラインは、運動部だけでなく吹奏楽部や科学部の活動、文化的な部活動などにも適用していくものである。